

令和6年度岡山市ふるさと納税（岡山市まちづくり人づくり応援寄附金） お礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度を活用し、岡山市への寄附促進及び地元特産品等のPR等のため、寄附者に岡山市の魅力をより一層アピールできるお礼品（返礼品）として、商品やサービスを提供する企業、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 募集の要件

協力事業者及びお礼品について、次の要件にすべて適合していることとします。

(1) 協力事業者について

- (ア) 各種法令規則等に従った営業活動等を行っていること。
- (イ) 岡山市税を滞納していないこと。
- (ウ) 代表者等が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。

(2) お礼品について

- (ア) 岡山市の魅力をアピールできる特産品等（農産物、海産物、酒類、菓子類、工芸品、観光ツアー等）であること。
- (イ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは認める。）
- (ウ) 説明文や写真データ等の情報が提供できるもの等であること。
- (エ) 令和6年6月28日付け総税市第67号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）」や平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合するお礼品とすること。

【地場産品基準の例】※以下のいずれかに該当すること。

（以下の項目には令和6年10月1日以降から適用される規定も含まれています。）

1 岡山市内において生産されたものであること。※

※「桃、ぶどう、梨、岡山県産米、岡山県産牛肉（千屋牛及び備前牛を除く。）」については、岡山県内の各市町村で生産されたものも岡山市内で生産されたお礼品として扱います。（平成31年総務省告示第179号第5条第8号ハに該当）

2 岡山市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

3 岡山市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白：岡山県内において生産されたものを原材料と

するもの

- ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程：当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が岡山市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4 返礼品等を提供する岡山市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - 5 岡山市の広報の目的で生産された岡山市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から岡山市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
 - 7 岡山市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が岡山市に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2 岡山市内に所在する宿泊施設であって、岡山県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、岡山県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7の3 岡山市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
- イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき1人当たり5万円を超えないもの
 - ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
- 7の4 岡山市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 岡山市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 岡山県が岡山県内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを岡山県及び当該市区町村

の共通の返礼品等とするもの

ハ 岡山県が岡山県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

(3) 寄附金額とお礼品の価格等

寄附金額については、お礼品の価格（税込、梱包代込）に2.6分の10を乗じた額を目安に岡山市で設定しています。

なお、寄附金額は10,000円以上とし、1,000円刻みで設定します。

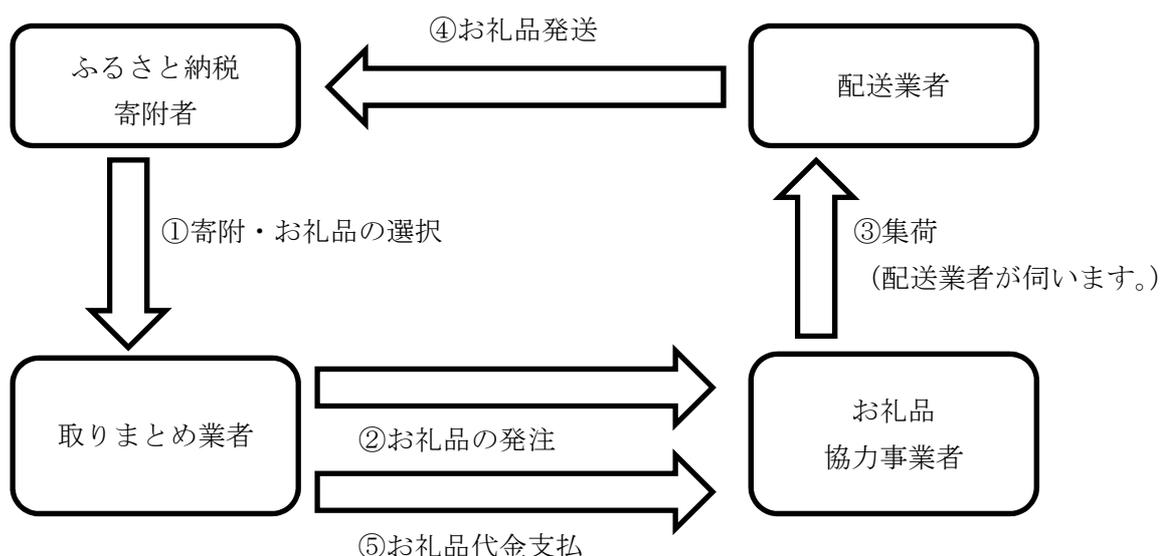
配送料等お礼品に係る費用は全て岡山市が負担します。

3 協力事業者のメリット

(1) 岡山市の契約するふるさと納税のポータルサイトにお礼品の画像、商品名、協力事業者名等を掲載することにより、自社の取り組みを全国に広くPRすることができます。また、岡山市の作成するチラシ等で紹介される場合もあります。

(2) お礼品発送時に、協力事業者のパンフレット等（お礼品の価格の記載がないもののみ可）の同封ができ、自社商品等のPRができます。

【事業のイメージ】



4 申込方法

岡山市財政局税務部税制課へ下記（1）の書類の原本をご提出のうえ（2）のとおりご連絡ください。

(1) 誓約書兼同意書（様式第1号）

必要事項を記入の上ご提出ください。（提出先は文末にあります。）

(2) 以下の項目を記載し、Eメールでご連絡ください。

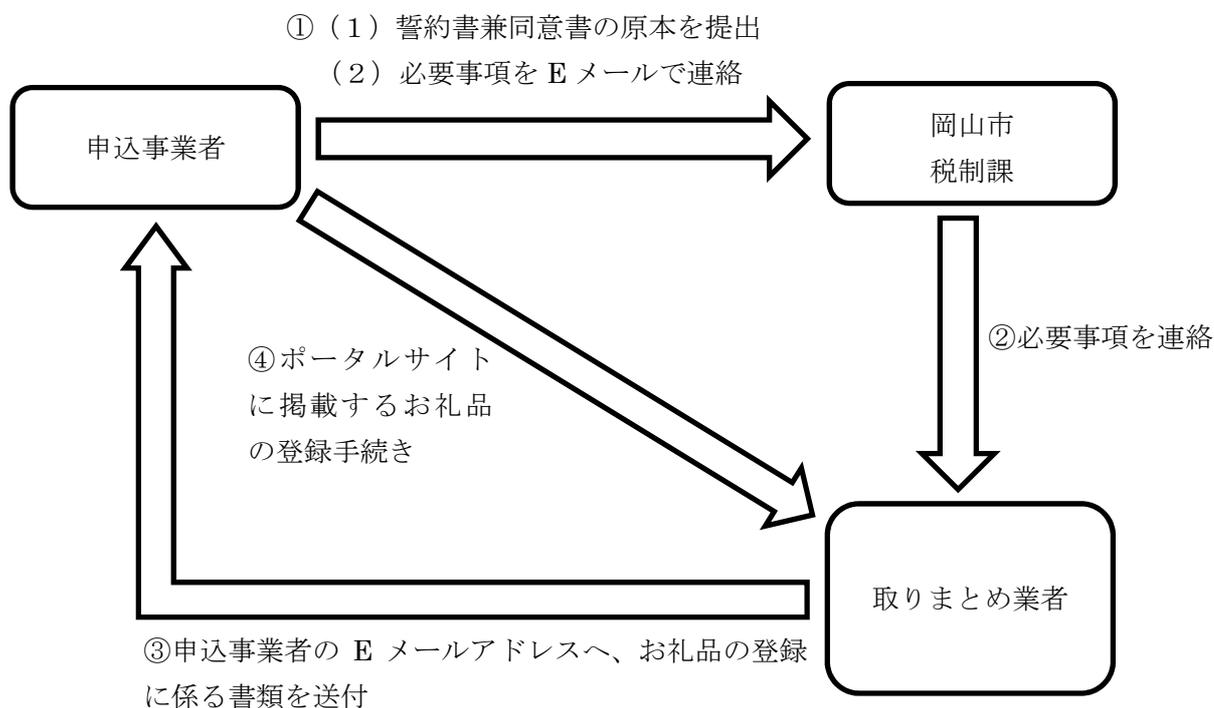
- ・送信先：zeisei@city.okayama.lg.jp
- ・メール件名：岡山市ふるさと納税お礼品協力事業者の申込について
- ・本文記載事項：①事業者名②部署名③担当者氏名④電話番号⑤メールアドレス⑥登録を希望するお礼品の概要等

※岡山市に連絡をいただいた後、記載いただいたメールアドレス宛てにふるさと納税取りまとめ業者（㈱さとふる、㈱JTB）からお礼品の登録に係る書類を送付します。

※岡山市の契約するふるさと納税ポータルサイト（さとふる、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税）及びふるさとチョイス連携サイト（セゾンのふるさと納税、au PAY ふるさと納税、goo ふるさと納税、Tふるさと納税、Yahoo!ショッピング、ふるラボ）に掲載します。

※岡山市のふるさと納税のカタログに掲載します。

【申込方法のイメージ】



5 個人情報の保護

お礼品協力事業者は、この事業を遂行するため、個人情報の取扱いについては個人情報保護法及び関係法令を遵守していただく必要があります。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。

6 その他留意事項

- (1) 自ら生産又は製造したもの以外をお礼品とする場合は、岡山市のふるさと納税のお礼品とすること等について、当該お礼品の生産者又は製造者の同意を得たうえで申請すること。
- (2) お礼品の宣伝広告においては、お礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告や、適切な寄附先の選択を阻害するような表現（「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」など）は行わないこと。
- (3) 岡山市が広報活動を行うなかで、必要に応じ、お礼品情報等を広報事業者に提供することがあります。
- (4) お礼品協力事業者は、決定した商品等を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者の承認を得ること。
- (5) お礼品協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告すること。
また、品質等による補償やクレーム対応については、岡山市は一切責任を負いません。
- (6) 岡山市は、登録されたお礼品が、本要項2（1）及び（2）に定める要件に適合しなくなったと認めた場合や国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等によりお礼品としてふさわしくないと判断された場合には、その登録を予告なく中止することがあります。
- (7) この募集要項に適合していても、岡山市が要請した対応が実施されなかったり、お礼品の品質等に対し寄附者から同様のクレームが繰り返され、改善される見込みがない等、岡山市との信頼関係が損なわれたと判断された場合には、お礼品の登録を解除することがあります。
- (8) 岡山市は、その他やむを得ない事情により、予告なくお礼品の登録を解除する場合があります。
- (9) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、岡山市との協議によるものとします。

【提出及び問合せ先】 岡山市財政局税務部税制課（岡山市役所分庁舎3階）

担当：水内、結城、矢尾

住 所：〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2-3

E-mail：zeisei@city.okayama.lg.jp

Tel：086-803-1166

Fax：086-803-1748